

2024年8月28日

サプライチェーン保全等のためのコア業種の追加に関する外為法関連告示の改正と外国籍パートナーシップの解釈の明確化 (対内直接投資関連)

弁護士 松本 拓 / 弁護士 武土俣 隆介

Contents

- I. はじめに
- II. サプライチェーン保全等のためのコア業種の追加【主に外国投資家一般向け】
- III. 海外のパートナーシップの取扱い【主に外国籍投資ファンド向け】
- IV. 居住者外国投資家の範囲【主に国内上場企業向け】

I. はじめに

令和6年8月16日、対内直接投資等及び特定取得のコア業種の追加に関する外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)関連の改正告示が、官報に掲載された。これに伴い、経済安全保障推進法における特定重要物資関連業種等が新規にコア業種に追加されている(公布・施行日8月16日、適用日9月15日)。

また、今回、告示の改正に伴う改訂に加えて、従来の外為法の解釈の明確化及び記述のわかり易さの観点からも、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ「外為法 Q&A(対内直接投資・特定取得編)」につき、同日付で一部改訂が行われている(以下「新日銀 Q&A」という。)。対内直接投資等における「外国投資家」の解釈について運用上の重要な事項が含まれており、外国投資家一般のみならず、国内上場企業、外国籍投資ファンドの実務に影響する内容であることから、各者においてこれまでの運用の見直しが必要となる。

II. サプライチェーン保全等のためのコア業種の追加【主に外国投資家一般向け】

外為法は、取引自由の原則の下、国の安全等の観点から必要最小限の業種を指定し、外国投資家による投資に対して、財務省及び事業所管省庁による事前審査を義務付けている。経済安全保障推進法において、安定供給確保を目指す「特定重要物資」の追加指定等がなされたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点からの外為法上の検討が行われた結果、下記の業種が新たにコア業種¹へ追加されている。

追加対象業種		
特定重要物資関連業種	半導体製造関連機器の製造業	半導体製造のために専ら用いられる機械器具、部分品、物資及び素材等
	先端電子部品の製造業	積層セラミックコンデンサ等の電子部品類及びそれらの素材等
	工機械部品の製造業	ボールねじ、リニアガイドやリニアスケール等の工作機械部品
	船舶用機関の製造業	4サイクルであり、かつ、連続最大出力735kw以上の民生船舶用のディーゼルエンジン
その他	光ファイバケーブルの製造業	石英系の光ファイバ・光ファイバ素線
	複合機の製造業	データの送受信機能を有するものであって、複写やスキャン等の複数の機能を有する機械器具

なお、この告示による改正後の業種告示の規定は、30日間の経過措置期間後の9月15日以降に行う対内直接投資等又は特定取得から適用となる。

III. 海外のパートナーシップの取扱い【主に外国籍投資ファンド向け】

1. 法律の規定

外為法は、法26条1項4号において特定組合等を外国投資家に分類しており、特定組合等とは、投資事業を営む民法上の組合、投資事業有限責任組合、これらの組合に類似する外国法に基づく組合（特定組合類似団体）であって、非居住者等の金額に占める割合が50%以上の組合、又は、業務執行組合員の過半数が非居住者等で占められている組合のことをいう。

すなわち、特定組合類似団体は、外国の法令に基づいて設立された団体であって「民法上の任意組合で会社に対する投資事業を営むもの」「投資事業有限責任組合」に類似するものと規定されている。

¹ コア業種とは、外国投資家（非居住者、外国会社等）による対内直接投資に関し事前届出が必要となる業種（指定業種）のうち、国の安全を損なう恐れが大きいとして株式取得などに関する事前届出免除を原則利用できない業種のことをいう。

2. 従前の実務

令和元年の外為法改正によって、法 26 条 1 項 4 号が新設されたが、これまでは、外国籍のファンドが外為法上の事前届出を行う場合、どのような海外のパートナーシップが特定組合類似団体に該当するか様々な解釈が存在し、その結果、パートナーシップそのもの、あるいは GP が届出主体となる場合が存在していた。また、適用法条も「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」(法 26 条 1 項 2 号)を根拠とする場合や同 4 号を根拠する場合など様々な運用がなされていたと考えられる。

また、GP が報告主体の場合において、GP が外国金融機関に該当する場合、いわゆる包括免除²を利用していた事例もあったと考えられる。

3. 今後の運用

今回の新日銀 Q&A の改訂により、海外の組合型の投資ファンドのうち、次の条件を満たすものが特定組合類似団体に該当することが明示された(新日銀 Q&A37—1)。

- ① 投資事業を目的とするパートナーシップであって、
- ② 業務を執行する組合理員又は構成員(GP)が存在し、
- ③ 各組合理員が組合財産を実質的に共有する関係にある場合

また、③の「実質的に共有する関係」について次の例が示された。

外国の法令上、各組合理員が GP に信託的に株式を譲渡する又は GP が各組合理員の受託者として株式を取得する形態のパートナーシップを採用している場合

更に、パートナーシップの GP がいわゆる包括免除又は一般免除の対象となる外国投資家であるかどうかにかかわらず、パートナーシップを単位として包括免除又は一般免除の対象となる外国投資家であるかどうかを判断することが明示された(新日銀 Q&A37—1)。

4. 今後の対応

外国籍のファンドは、今後実施する対内直接投資等において、法 26 条 1 項各号のいずれの外国投資家に該当するか、また、組合財産が実質的共有関係にあるか等の要件を確認して、いずれの主体が外為法上の届出者となるか、その場合に事前届出は必要となるかを改めて検証する対応が求められると考えられる。

また、今まで GP が報告主体となって包括免除を利用してきた外国籍のファンドも同様の対応が求められるとともに、パートナーシップが届出・報告の主体となる場合において、包括免除の利用が可能かどうかの見直しが必要になると考えられる。

² 包括免除は、日本における業法に基づく規制・監督又は外国における日本の業法に準ずる法令に基づく規制・監督を受けている「外国金融機関」が利用主体の場合に、免除基準を遵守する限り、投資先の業種のコア業種・ノンコア業種の別を問わず、株式取得割合にかかわらず、免除基準を遵守すれば事前届出を免除する制度である。

IV. 居住者外国投資家の範囲【主に国内上場企業向け】

1. 法律の規定

外為法は、次の①又は②に該当するものにより直接に保有される議決権の数と他の会社を通じて間接に保有される議決権の数の合計が当該会社の総議決権数の 50%以上を占める国内の会社(いわゆる居住者外国投資家)を、外国投資家に分類しており、指定業種に該当する事業を営む会社への投資等を実施する場合、事前届出が義務付けられている(法 26 条 1 項 3 号)。

- ① 非居住者である個人
- ② 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「2 号外国投資家」という。)

2. 従前の実務

これまでは、外国籍のファンドがこれら居住者外国投資家の株主であった場合、当該外国籍のファンドが保有する議決権の 100%を外国投資家が保有していると計算している事例が多くみられた。その結果、外国人株主比率が多い国内上場企業は居住者外国投資家に分類されることとなり、当該企業そのものやその子会社が指定業種を営む会社に出資したり、当該企業がその子会社の役員を選任する場合に、外為法の事前届出を提出する必要があった。

3. 今後の運用

今回の新日銀 Q&A 改定により、これらの日本の会社に対し、上記Ⅲで説明した法 26 条 1 項 4 号に規定する外国投資家(以下「4 号外国投資家」という。)が出資している場合、議決権を保有する者を計算するにあたってはパススルーして 4 号外国投資家へ投資する者を基準に議決権保有割合を計算できることが明確化された(新日銀 Q&A35—2)。

今後は、当該国内上場企業が 4 号外国投資家に投資する者の属性を確認し、その結果、当該国内上場企業の外国投資家の議決権比率が 50%に満たないことが判明すれば、当該国内上場企業は、外国投資家に分類されず、外為法の事前届出の提出が不要となる。

例: 日本法人 A への出資者が、日本法人 B(議決権比率 30%)、4 号外国投資家 C(議決権比率 70%)であって、4 号外国投資家 C へ投資する者が、日本法人 D(議決権比率 30%)、2 号外国投資家 E(議決権比率 70%)である場合、A が居住者外国投資家に該当するか。
→該当しない。A への 2 号外国投資家 E の議決権比率は $70\% \times 70\% = 49\%$ であるため。

ただし、居住者外国投資家の調査負担を踏まえて、4 号外国投資家のうち特定組合類似団体(外国籍の海外のパートナーシップ)への出資者は、当該出資者が全て上記①又は②に該当するもの(すなわち全てが外国投資家の議決権である)とみなして計算することも認められている(新日銀 Q&A35—3)。

4. 今後の対応

外国投資家の議決権比率の高い国内上場企業は、今回の解釈の明確化を踏まえて、これまで通り事前届出を提出する運用を継続するか、次に掲げる事項をはじめとする検証作業を実施して、事前届出を提出しないこととするか、対応を検討する必要があると思われる。

- ① その株主に外国籍のファンドがあるか
- ② ある場合、当該ファンドが特定組合類似団体に該当するか
- ③ 特定組合類似団体の議決権分をパススルーして計算した結果、当該国内上場企業に対する外国投資家の議決権比率が 50%に満たないか

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto_grp@amt-law.com)
弁護士 武士俣 隆介 (ryusuke.bushimata@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com